

「第15回こうち介護の日」開催委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

「第15回こうち介護の日」開催委託業務

(2) 事業の目的

高知県では、急速な高齢化の進行により、介護サービスの担い手の確保が喫緊の課題となっている。このような中、介護サービスを担う人材を十分に確保するためには、介護の仕事についての正しい認識を広め、イメージアップを図るとともに、介護を身近なものとして認識してもらうことが重要になっている。

このため、介護の仕事の魅力や専門性について、これからの担い手となる若い世代やその保護者等の理解促進を図るため、介護の日ポスター・作文コンテスト、介護の日の広報及びPR等を実施する。

(3) 事業内容

別途定める「第15回こうち介護の日」開催委託業務仕様書のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和7年1月31日まで

2 見積限度額

5,760千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

別途定める「第15回こうち介護の日」開催委託業務プロポーザル審査委員会設置要領に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。概ね10日以内(ただし、土日、祝日を除く。)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者

が、改めて県と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

6 質疑と回答

質疑は令和6年7月22日(月)17時15分までに様式1により、持参又は電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、ホームページに掲載します。

7 プロポーザル参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者からの参加申込書(様式2)上記5の資格要件確認書(様式3)等の提出により、申込を受け付けます。

なお、申込に当たって提出が必要な書類一式は次表のとおりです。

[提出書類及び提出部数]

提出書類の名称	提出部数
参加申込書(様式2)	1部
資格要件確認書(様式3)	1部
納税証明書(都道府県税、消費税及び地方消費税)	1部
業務実績証明書(様式4)	1部
法人概要書(任意様式)	1部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

イ 提出期限

令和6年7月24日(水)17時15分(必着)

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課 担当:田部
TEL:088-823-9631

(2) 資格要件の確認

長寿社会課で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年7月26日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「第15回こうち介護の日」開催委託業務プロポーザル企画提案書作成要領のとおり

9 審査

別途定める「第15回こうち介護の日」開催委託業務プロポーザル審査要領のとおり

10 審査結果

審査結果は、令和6年8月中旬までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>]

11 日程(予定)

令和6年7月22日(月)17時15分	質疑書提出期限
令和6年7月24日(水)17時15分	参加申込書及び資格確認書類提出期限
令和6年7月29日(月)17時15分	企画提案書提出期限
令和6年8月 5日(月)13時30分	プレゼンテーション、審査委員会
令和6年8月中旬	審査結果通知、委託内容の協議

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限る。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課

担当者:田部

TEL:088-823-9631

FAX:088-823-9259

E-mail:060201@ken.pref.kochi.lg.jp

14 その他

- (1) 参加申し込み書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザ

ルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の
排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当するこ
とが判明した場合